

新たな国立公文書館の建設実現に関する要請

公文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものである。しかし、我が国の国立公文書館の現状は施設・機能のいずれの面でも諸外国と比べて著しく見劣りすると言わざるを得ない。

また、司法府及び行政府の文書については国立公文書館へ移管されているが、立法府の文書についてはいまだ検討すらされていない状況である。

このため、昨年¹の要請を踏まえ、以下のとおり要請する。

- 1 衆議院及び参議院は、新たな国立公文書館の建設、立法府文書の国立公文書館への移管等を検討するため、議院運営委員会に公文書館小委員会を早急に設置すること。
- 2 国会周辺の新たな国立公文書館の建設用地については、衆議院の小委員会において今国会会期中を目途に結論を得ること。
- 3 政府は、上記2を受けて新たな国立公文書館の整備に向けて予算要求など必要な措置を講ずること。

平成27年3月26日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の
建設を実現する議員連盟

新たな国立公文書館の建設実現に関する要請

- 1 国会周辺の新たな国立公文書館の建設用地については、今後の作業を進めさせるためにも、衆議院の小委員会において今国会会期中できるだけ早く結論を得ていただきたい。
- 2 建設用地の選定に当たっては、展示・学習機能、閲覧・研究機能、修復機能、保存機能など国立公文書館が果たすべき機能について、諸外国と比べて見劣りしない規模として、一体として整備し得ることを考慮していただきたい。

平成27年5月21日
衆議院議長 大島理森 殿

世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の
建設を実現する議員連盟